

## ダスキンヘルスレント東広島ステーション 運営規程

### 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売事業

#### (事業の目的)

第1条 株式会社ダスキニューニオンが設置するダスキンヘルスレント東広島ステーション(以下「事業所」という。)において、実施する特定福祉用具販売事業及び特定介護予防福祉用具販売事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員(介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、又は厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの(以下「専門相談員」という。))が、要支援、要介護状態にあるものに対し、適正な特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]を提供することを目的とする。

#### (運営方針) 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要支援、要介護者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な特定福祉用具(特定介護予防福祉用具)の選定の援助、取付、調整等を行い、指定福祉用具[特定介護予防福祉用具]を販売することにより、日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業所、医療機関、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの適用に努めるものとする。

4 前3項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)、「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ダスキンヘルスレント東広島ステーション

(2) 所在地 広島県東広島市高屋町檜山458番6

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者(常勤兼務) 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている特定福祉用具販売事業[特定介護予防福祉用具販売事業]の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 専門相談員 常勤換算2名以上

専門相談員は、特定(介護予防)福祉用具販売計画の作成・変更等を行い、特定福祉用具の販売を行うとともに、利用者に対し、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下のことを行う。

1) 特定福祉用具に関する相談援助、2) 特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等の点検  
3) 利用者の身体の状態等に応じた特定福祉用具の選定 4) 特定福祉用具の使用法の指導

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 土曜・日曜・祝日を除く毎日  
ただし、12月31日～1月3日を除く

(2) 営業時間 午前9時から午後6時

#### (提供方法、内容等)

第6条 特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]の提供方法は次のとおりとする。

(1) 特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]の提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれてる環境を踏まえて選定し、使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、販売費用等に関する情報を提供する。

(2) 特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

2 本事業所において取扱う特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]の種目は厚生労働大臣の定める全種目とする。

(利用料等)

- 第7条 特定福祉用具の販売を提供した際は、現に当該福祉用具の購入に要した費用の額等の支払いを受けるものとする。
- 2 品名ごとの販売費用の額等は、目録に記載し、事業所に備え付けるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を徴収する。
- (1) 事業所から、通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmにつき 50円
- (2) 特別な搬入による場合 実 費
- 4 販売費用の額の支払いを受けた場合は、次の項目を記載した書面を利用者に対して交付
- (1) 事業所の名称
- (2) 提供した福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額のその他必要と認められる事項を記載した証明書
- (3) 領収書
- (4) パンフレットその他の当該特定福祉用具の概要等

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実地地域は、①広島市②東広島市③呉市④江田島市⑤三原市⑥竹原市とする。

(苦情処理)

- 第9条 特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を構ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]に関し、法第23条の規定により市区町村が行う質問若しくは照会に応じ、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

- 第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(業務継続計画)

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時においても利用者に対するサービスを継続するために、業務継続計画を策定する。なお、当該計画については、従業者に周知徹底し、必要な研修及び訓練を定期的の実施する。又、定期的に計画の見直しを行う。

(感染症対策)

- 第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、半年毎に対応を検討する対策会議を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るとともに、対応方針を整備する。又、従業者に対し、感染症対策の研修及び訓練を年定期的の実施する。

(その他運営に関する留意事項)

- 第15条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
  - (2) 継続研修 年6回
- 2 事業所は管理者に対して、資質の向上のための研修の機会を確保する。
  - 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 5 事業所は、特定福祉用具販売[特定介護予防福祉用具販売]に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
  - 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ダスキンユニオンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附 則 この規程は、平成 25 年 6月 1日から施行する。
- 平成 26 年 4月 1日から改定する。
- 平成 27 年 3月 1日から改定する。
- 平成 27 年 7月 1日から改定する。
- 平成 27 年12月 1日から改定する。
- 平成 28 年 4月 1日から改定する。
- 令和 元年 6月 1日から改定する。
- 令和 2年 6月 1日から改定する。
- 令和 3年 7月 1日から改定する。
- 令和 5年 10月 1日から改定する。
- 令和 7年 4月 1日改定